

岐阜県環境審議会条例

平成六年七月十五日 条例第十八号

(設置)

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定により、環境の保全に関し、基本的事項を調査審議させる等のため、岐阜県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第七条第一号に規定する国の地方行政機関の長等を含むものとする。

(任期)

第三条 前条第二項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(専門調査員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(岐阜県公害防止条例の一部改正)

2 略

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。